

令和2年5月29日

保護者の皆様へ

県立多摩高等学校長
野田 麻由美

新型コロナウイルス感染症の予防についてお願い

平素から本校の学校保健活動にご理解、ご協力をいただきありがとうございます。

さて、新型コロナウイルス感染症に対して、本校では感染症予防の指導を引き続き進めてまいります。

つきましては、保護者の皆様におかれましても、次のとおり、お子様の健康状態の把握ならびに感染症予防の指導について、ご理解ご協力をお願い申し上げます。

○ 学校再開後の健康状態の把握について

- 1 お子様の毎朝の検温、健康状態のご確認をお願いします。登校日はGoogle フォームにてお子様の健康状態を確認いたします。登校初日に健康観察票を配付いたします。健康観察票は、通信機器やネットワークの不具合に備えて、毎日記録し登校日には持参するようお願いします。ご活用後、過去16日間分の保存をお願いいたします。
- 2 発熱や咳などの風邪症状がみられた場合には、登校を控え、家庭での休養をお願いいたします。この場合の欠席については、「出席停止」として扱います。症状が消失し、登校をする際には「学校感染症報告書」を記入し、担任にご提出ください。

〈風邪症状について〉

・発熱（目安は37.5度以上もしくは、平熱より1度高い）
・せき ・息苦しさ ・鼻みず、鼻づまり ・のどの痛み ・吐き気、嘔吐
・目が充血している ・頭痛 ・全身がだるい ・関節痛または筋肉痛 ・下痢
など

- 3 基礎疾患があり重症化するリスクが高いと思われるお子様（糖尿病、心不全、喘息などの呼吸疾患、腎臓病、免疫抑制剤や抗がん剤等を服用している）につきましては地域の感染状況を踏まえ、主治医にご相談の上、登校のご判断をお願いします。なお、これらにより感染予防のため登校を控える必要があると指示された場合は、学校へご連絡をお願いします。
- 4 登校初日にお子様に布マスクを1人1枚配付します。感染予防のため、毎日清潔なマスクの着用と手をふくハンカチ等の持参をお願いします。
- 5 感染予防と感染リスク低減の観点からマスクや一般ゴミの持ち帰りのご協力をお願いします。
- 6 お子様が発校後に体調不良を生じた場合は、家庭連絡を入れた上で早退等の対応を取らせていただきます。

県立学校の教育活動の再開等に関するガイドライン
(高等学校・中等教育学校)

令和2年5月 神奈川県教育委員会

○出席停止等の扱いについて (p6)

	出欠席の取扱い
罹患した生徒	感染者は治癒するまで「出席停止」。(学校保健安全法第19条) ※学校の臨時休業の日数について、保健所からの要請や、学校医等と相談の上、決定する。
濃厚接触者	保健所の指示に基づき指定された期間「出席停止」(感染者と最後に濃厚接触した日から2週間程度)
症状があり罹患の疑いがある場合	「出席停止」又は「校長が出席しなくてもよいと認めた日」
症状はないが罹患の疑いがある場合	保護者の申し出により、学校医等と相談の上、「出席停止」
基礎疾患があるなど重症化のおそれがある生徒	主治医や学校医に相談の上、保護者からの申し出により、「校長が出席しなくてもよいと認めた日」
感染の可能性についての保護者の申し出に合理的な理由があると判断する場合	保護者の申し出により、「校長が出席しなくてもよいと認めた日」
上記以外の生徒の臨時休業に伴う扱い	保健所からの要請や、学校医等と相談の上、決定した臨時休業期間「授業日数から除く」